

普通預金口座を新規でご開設されるお客さまへ

福島県商工信用組合

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

当組合では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和2年6月1日以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、「未利用口座管理手数料」及び残高が同手数料に満たなくなった場合の自動解約に係る定めを導入させていただきます。

未利用口座管理手数料は、令和2年6月以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただきますものであり、通常に入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの普通預金口座は対象になることはありません。

【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下、(1)～(6)のすべてに該当する普通預金口座を対象とします。

- | |
|---|
| <p>(1) 令和2年6月1日以降に開設された普通預金口座であること</p> <p>(2) 最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しの利用がないこと</p> <ul style="list-style-type: none">・当該普通預金の利息入金は除きます・未利用口座管理手数料の引落しは除きます・出資配当金の入金はお預入れとみなします <p>(3) 当該普通預金口座の残高が1万円未満であること</p> <p>(4) 総合口座の場合、定期預金のお取引がないこと</p> <p>(5) 定期預金の利息受取口座に指定されていないこと</p> <p>(6) お借入れがないこと</p> |
|---|

【未利用口座管理手数料の「ご案内」について】

お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、ご登録いただいた住所に、事前に文書にてご案内をさせていただきます。「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常に到着したものとみなします。

ご案内後、一定期間(3ヶ月間)経過後もご入金またはご解約のお取引がない場合に、年間1,200円(消費税別)の未利用口座管理手数料をお引落しさせていただきます。

【普通預金口座の自動解約について】

手数料引落しの際に、口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額と利息を未利用口座管理手数料の一部とし、通知することなく自動的に解約をさせていただきます。この場合、解約をもって手数料未徴求分は終了し、別途ご負担いただくことはありません。解約した口座の再利用、手数料の返金は応じかねますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは、お取引店窓口までお問合せください。

当組合では、長期間利用されていない口座の利用再開をお勧めするとともに、ご利用のない口座に対する管理コストをご負担いただくことによって、当組合をご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めてまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。